

## オールやすぎ商品券 事業者向けQ&A

### 指定事業者への登録について

#### Q. 指定事業者にはどのように申請したらいいですか？

A. 登録申請書、振込口座の写しを安来市商工観光課へ提出または郵送してください。

#### Q. どのような業種が対象ですか？

A. オールやすぎ商品券事業では小売業、サービス業、飲食業、その他にも幅広い業種を対象としています。募集要領をご確認いただきご不明な場合は個別にご相談ください。

#### Q. 参加に費用はかりますか？

A. 基本的に費用はかかりません。ただし、申請等に郵送を利用される場合の郵送料は負担が必要です。

#### Q. 対象の店舗を複数経営している場合はどのように申請したらいいですか？

A. 店舗ごとに申請してください。登録申請書についても申請する店舗数分必要です。

#### Q. 事業所は安来市内だが、本店は市外にある場合、登録できますか？

A. 安来市内に商品券を取り扱うことができる店舗、事業所があれば登録することができます。

#### Q. 指定事業者はどのように周知されますか？

A. 3月12日までに登録が完了した事業者は商品券送付時に同封する指定事業者一覧表に掲載されます。また、市HPに一覧表を掲載し、随時内容を更新します。その他にも定期的に広報を実施する予定です。

#### Q. 店舗ごとの商品券の取扱区分を教えてください。

A. 「オールやすぎ商品券取扱区分判別フロー図」にてご確認ください。より詳細な条件は募集要領に記載しています。

#### Q. 登録証やステッカーはいつもらえますか？

A. 商品券取扱マニュアル等と併せて郵送を予定しています。

### 商品券の取扱について

#### Q. 1度の会計で商品券を複数枚使用できますか？

A. 1度の会計で何枚でも使用できます。また「共通券」と「地域応援券」の併用も可能です。

#### Q. 他の商品券やクーポンとの併用はできますか？

A. 併用できます。ただし、それぞれの券種の使用条件を満たしている必要があります。指定事業者の判断で併用を制限することも可能ですが、その場合利用者に分かりやすいよう掲示等の対応を行ってください。

#### Q. クレジットカード、電子マネー等との併用はできますか？

A. 併用できます。併用する場合は商品券分の金額を引いた会計額で決済をしてください。

#### Q. 商品券におつりは出ますか？

A. おつりは出ません。券面に明記していますので、事業者の負担であってもおつりを出さないでください。

### 換金について

#### Q. 換金はどのように申請したらいいですか？

A. 交付申請書、使用済み商品券(全ての裏面に事業者名が記入されたもの)、代表者印を準備いただき、商工観光課、広瀬地域センター、伯太地域センターのいずれかに提出してください。

#### Q. 換金の振込日はいつですか？

A. 基本的に換金の請求から1ヵ月程度で指定口座に振り込みます。振込日は毎月5、15、25日(休日の場合はその前営業日)です。

#### Q. 換金ができない場合はどのようなときですか？

A. 商品券が使用できない物品やサービス使用された場合、該当の事業者以外で使用された「地域応援券」、換金申請期限令和3年10月20日を過ぎた場合は換金できません。